

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
桑折町	伊達崎地区(館沢、北沢、前屋敷、道林、大畑、吉沼、中屋敷)	令和4年3月7日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	241.78 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	166.85 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	37.86 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.86 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.28 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	15.79 ha

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

若い農業者がおらず、耕作者の高齢化が進んでいる。
果樹が多いため集積がなかなか進まない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

伊達崎地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者を含む39経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者への農地集積等により対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水田、畑、果樹	1.5 ha	水田、畑、果樹	1.9 ha	伊達崎
	B	水田、畑、果樹	1.2 ha	水田、畑、果樹	1.4 ha	伊達崎
認農	C	水田、畑、果樹	9.2 ha	水田、畑、果樹	9.6 ha	伊達崎
認農法	D	水田、畑、果樹	18.3 ha	水田、畑、果樹	22.3 ha	伊達崎
認農	E	水田、畑	0.5 ha	水田、畑	0.9 ha	伊達崎
認農	F	水田、畑、果樹	3.2 ha	水田、畑、果樹	3.6 ha	伊達崎
認農	G	水田、畑、果樹	3.6 ha	水田、畑、果樹	4.0 ha	伊達崎
	H	水田、畑	0.7 ha	水田、畑	0.9 ha	伊達崎
認農	I	水田、畑、果樹	2.6 ha	水田、畑、果樹	3.0 ha	伊達崎
	J	水田、畑	1.1 ha	水田、畑	1.3 ha	伊達崎
認農	K	水田、畑	2.1 ha	水田、畑	2.5 ha	伊達崎
	L	水田、畑、果樹	1.2 ha	水田、畑、果樹	1.4 ha	伊達崎
	M	水田、畑	0.9 ha	水田、畑	1.1 ha	伊達崎
認農	N	果樹	0.7 ha	果樹	1.1 ha	伊達崎
認農	O	水田、畑、果樹	2.2 ha	水田、畑、果樹	2.6 ha	伊達崎
	P	水田、畑、果樹	1.2 ha	水田、畑、果樹	1.4 ha	伊達崎
認農	Q	水田、畑、果樹	1.0 ha	水田、畑、果樹	1.1 ha	伊達崎
	R	水田、畑、果樹	2.0 ha	水田、畑、果樹	2.2 ha	伊達崎
認農	S	水田、畑、果樹	1.7 ha	水田、畑、果樹	2.1 ha	伊達崎
	T	水田、畑、果樹	1.0 ha	水田、畑、果樹	1.2 ha	伊達崎
認農	U	水田、畑、果樹	3.2 ha	水田、畑、果樹	3.6 ha	伊達崎
	V	水田、畑	2.5 ha	水田、畑	2.7 ha	伊達崎
認農	W	水田、畑、果樹	1.7 ha	水田、畑、果樹	2.1 ha	伊達崎
	X	水田、畑、果樹	3.3 ha	水田、畑、果樹	3.5 ha	伊達崎
認農	Y	水田、畑、果樹	1.6 ha	水田、畑、果樹	2.0 ha	伊達崎
認農	Z	水田、畑、果樹	3.4 ha	水田、畑、果樹	3.8 ha	伊達崎
	AA	水田、畑	1.1 ha	水田、畑	1.3 ha	伊達崎
	AB	水田、畑、果樹	1.2 ha	水田、畑、果樹	1.4 ha	伊達崎
	AC	水田、畑	0.8 ha	水田、畑	1.0 ha	伊達崎
認農法	AD	水田、畑、果樹	5.6 ha	水田、畑、果樹	6.0 ha	伊達崎
認農	AE	水田、畑、果樹	1.4 ha	水田、畑、果樹	1.8 ha	伊達崎
認農	AF	畑、果樹	0.6 ha	畑、果樹	1.0 ha	伊達崎
	AG	水田、畑、果樹	2.0 ha	水田、畑、果樹	2.2 ha	伊達崎
認農	AH	畑、果樹	0.8 ha	畑、果樹	1.2 ha	伊達崎
認農	AI	果樹	3.8 ha	果樹	4.2 ha	伊達崎
認農	AJ	畑、果樹	1.7 ha	畑、果樹	2.1 ha	伊達崎
	AK	畑、果樹	1.2 ha	畑、果樹	1.4 ha	伊達崎
認農	AL	水田、畑、果樹	4.8 ha	水田、畑、果樹	5.2 ha	伊達崎
	AM	水田、畑、果樹	1.1 ha	水田、畑、果樹	1.3 ha	伊達崎
計	39人		97.6 ha		113.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上のため農地中間管理機構の事業を活用し、基盤整備も視野に入れながら、農地集積・集約化を図る。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けていく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸し付けを進めていく。</p>
<p>農用地利用改善のため、毎年1回以上の話し合いにより、耕作ができなくなった方の農地を集積・集約し、耕作放棄地の発生を防止する。</p>
<p>中心経営体が一時的に営農が困難になった場合は、中心経営体で連絡を取り合い、農地の維持管理をしていく。 農地の集積・集約や、新たな新規就農者の受け入れ体制整備をしていく。</p>